

議案第 23 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「該当するもの。」を「該当するもの」に改め、同条第 2 号ア（ア）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ア（オ）中「行なう」を「行う」に改める。

第 7 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。